

令和6年  
(2024)  
栃木県  
実施要綱

# 春の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY GOOD LOCAL  
とちぎ

実施期間 令和6(2024)年4月6日(土)から4月15日(月)

交通安全  
スローガン 高めよう! とちぎの交通マナー  
マナーアップ! あなたが主役です

≪ 令和5年度 交通事故防止に関するポスターコンクール ≫



最優秀賞作品  
県立真岡女子高等学校 加藤 美貴さん



優秀賞作品  
県立足利工業高等学校 鈴木 舞桜さん



- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守



- 統一行動日
- 4月 8日(月) 自転車の安全で適正な利用強化の日
  - 4月10日(水) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)
  - 4月12日(金) 「飲酒運転根絶」強化の日
  - 4月13日(土) 「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

# 「運動の重点」

## ① こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と 安全な横断方法の実践

### こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保

- 大人はこどもに交通ルール遵守の手本を示し、信号無視や乱横断をしないでください。
- こどもが横断しようとしていたら、運転者は減速・停止し、運転者以外は保護・誘導により、こどもの安全な横断を確保しましょう。
- こどもの急な飛び出しに備え、「学校」、「幼稚園」、「保育所」等の周辺や「通学路」、「園児のお散歩コース」、「住宅街の道路」では減速しましょう。
- 通学路や未就学児をはじめとするこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動をしましょう。



「令和5年度 交通事故防止に関する  
ポスターコンクール」 入選作品  
県立足利工業高等学校 堀越 冬羽さん

### 安全な横断方法の実践

- 歩行者は、横断歩道でも走行車両がないことを確認し、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。

## ② 歩行者優先意識の徹底と

## 「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

### 「こどもや高齢者に優しい3S運動」の推進

**S E E** (発見する) ➡ こどもや高齢者をいち早く**発見**する

**SLOW** (減速する) ➡ こどもや高齢者を見たら**減速**する

**STOP** (停止する) ➡ 危険を感じたら、すぐに**停止**する

### 「横断歩道は、歩行者優先」

もっと 止まれる 栃木県!!

- 横断歩道等に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。
- 運転者は歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲らなければなりません。
- こどもや高齢者を交通事故から守るため、歩道や通学路等で保護誘導活動を行いましょう。



「令和5年度 交通事故防止に関する  
ポスターコンクール」 入選作品  
県立足利工業高等学校 鈴木 琴葉さん

## 思いやり・ゆずり合いの安全運転

車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、相手の立場に立って思いやりの気持ちを持って、ゆずり合いの運転をしましょう。

### 一般ドライバーの方

- 危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。
- 他の車の前方に急に割り込んだり、並進している車に幅寄せをしたりしてはいけません。
- みだりに進路変更をしてはいけません。進路を変更するときは、バックミラーや目視で安全を確認してから変更しましょう。

### 仕事で車を使うドライバーの方

- 他の運転者の模範となるような運転をしましょう。
- 時間に余裕を持った計画的な運転を心がけましょう。

## ③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

### 「自転車安全利用五則」を守りましょう

#### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



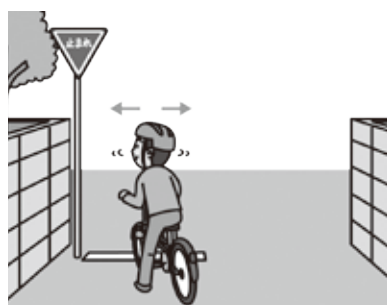
- 自転車は、歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。  
※ただし、道路外の施設や道路に出入りするためやむを得ず歩道または路側帯を横断するときはこの限りではありません。
- 自転車が車道通行するときは、道路中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければなりません。

※ 以下の場合、普通自転車は歩道を通行することができます

- |                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
| ○標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合 | ○運転者が下記の場合<br>・13歳未満の子供<br>・70歳以上の高齢者<br>・その他車道通行に支障がある方 | ○車道又は交通の状況からやむを得ない場合<br>・道路工事等で通行が困難なとき<br>・交通量が多く、車道の幅が狭いなど、危険があるとき |
|-----------------------------------|--|--|



#### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- 一時不停止、信号無視は自転車も道路交通法違反となります。
- 交差点では停止線手前で一時停止し、必ず安全確認をしましょう。
- 信号無視、一時不停止違反等は危険行為として自転車運転者講習制度の対象違反です。

### ③ 夜間はライトを点灯



- 夜間はライトを点灯しなければなりません。
- また反射材も活用しましょう。

### ④ 飲酒運転は禁止



- 飲酒が自転車の運転に及ぼす影響は自動車を運転する場合と同じです。
- 飲んだら公共交通機関の利用または歩いて帰りましょう。

### ⑤ ヘルメットを着用

※道路交通法で令和5年4月1日から自転車ヘルメット着用が努力義務となりました。



「令和5年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」 入選作品  
青藍泰斗高等学校 猪股 結花さん

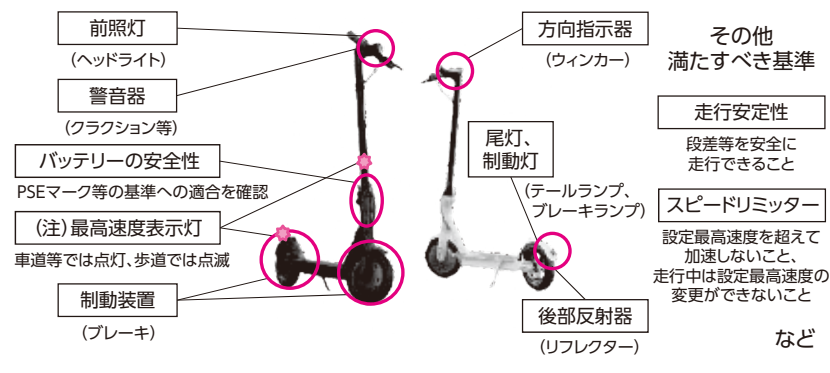
## みんなでかぶろう自転車ヘルメット!!! ～ LET'S HELMET UP! ～

- ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて**約2.6倍** (令和4年警察庁調べ) も高くなります。
- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、**約6割**が頭部に致命傷を負っています (平成30年～令和4年合計警察庁調べ)。

## 特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- 乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください(努力義務)。
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。

#### 特定小型原動機付自転車の保安基準項目



詳しいルールについては警察庁ホームページをご確認ください。➡



## 栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索